

第1章 介護保険制度における介護給付適正化の重要性

1 介護給付適正化が必要な事由（重要性）

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要なサービスを提供するよう事業者がルールに従って適切に提供するよう促すことである。

2 介護給付適正化事業における二つの視点

介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

3 介護給付適正化の3つの要（かなめ）

(1) 要介護認定の適正化

- ・真に必要なサービスを提供する被保険者の認定

(2) ケアマネジメント等の適切化

- ・真に必要なサービスの提供

(3) 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

- ・適正なサービス提供のための体制づくり及び検証
- ・ルールに則った介護報酬の請求

4 「大阪府介護給付適正化計画」のねらい

介護給付の適正化を効率的かつ円滑に進めるためには、国、府及び保険者が一体となって、地域の実情に応じた戦略的な取組を進めていくことが重要である。本計画は、平成19年度に本府において、府内市町村及び大阪府国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）と共同して「大阪府介護給付適正化プログラム策定検討会」を設置し、府内市町村の意見及び実情を踏まえて、本府としての考え方や目標等を定めた「大阪府介護給付適正化計画」（以下、「府計画」という。）を策定するものである。本計画に基づき、本府及び保険者は、平成20年度から積極的に取り組むこととする。